

コーポレートガバナンス

1. 基本的な考え方

当社は、「世界に通用する新しい日本の生活文化の規範となる価値観の創造」を経営理念として掲げています。また経営理念体系の一つとして「5つの価値創造（「お客様」「従業員」「取引先様」「社会」「株主様」）」を「社会との約束」として掲げており、当社に関わる全てのステークホルダーの価値を高めていくことを会社の使命としています。

また、経営理念の実現を目指すためにどのような心がけて、どのような行動をしていくべきかを表した「行動指針」を策定しています。

当社では、「経営理念」および「社会との約束」の実現に向け、透明・公正な経営体制の構築および迅速・果断な意思決定を行う仕組みが必要不可欠であると考え、コーポレートガバナンスの継続的な充実に取り組んでいます。これらの取り組みの推進により、長期的かつ継続的な企業価値の向上を目指します。

（参考）コーポレートガバナンス強化に向けた近年の主な取り組み	
当社は、コーポレートガバナンスの継続的な充実を図ることで、ステークホルダーの価値および企業価値の向上を目指しています。特に近年は、意思決定の迅速化や経営の透明性・健全性の向上に加え、監督機能の強化などを目的に、コーポレートガバナンスの一層の強化に努めています。	
2008年	執行役員制度を導入
2009年	ディスクロージャーポリシーを策定
2013年	社外取締役を1名招聘
2014年	日本版スチュワードシップ・コードの受け入れを表明した機関投資家に対する当社方針を表明
2015年	社外取締役を増員（1→2名）コーポレートガバナンスポリシーを策定
2016年	監査等委員会設置会社へ移行、監査等委員として社外取締役3名体制「指名・報酬等委員会」を設置取締役会実効性評価を開始
2017年	譲渡制限付株式報酬制度を導入

2. コーポレートガバナンスの体制

上記「基本的な考え方」のもと、当社では、自ら業務執行をしない社外取締役の活用および適切な権限の委譲を通じて、取締役会のモニタリング機能の強化と意思決定の迅速化を図ることを目的に、コーポレートガバナンス体制として、監査等委員会設置会社を選択しています。

また、取締役の指名・報酬等に係る取締役会の機能の独立性・客観性および説明責任の強化を図るため、独立社外取締役を中心に構成する「指名・報酬等委員会」を設置しています。

取締役会
取締役会は取締役7名（うち、3名が独立社外取締役）で構成され、原則として月1回の取締役会を開催しています。取締役会には監査等委員以外の取締役および監査等委員である取締役が

出席し、法令で定められた事項および取締役会規則等に定められた重要事項の意思決定を行うとともに、業務執行状況の監視・監督を行っています。また、必要の都度臨時取締役会を開催するとともに、取締役間にて随時打合せ等を行っており、効率的な業務執行ができる体制を整備しています。

監査等委員会
監査等委員会は監査等委員である取締役3名で構成され、監査等委員会規則に基づき監査等方針を決定するとともに、各監査等委員や監査等委員以外の取締役、会計監査人からの報告を受けて監査報告書を作成しています。なお、3名の監査等委員を全て独立社外取締役とすることで、経営の透明性の確保ならびに会社全体の監視・監査の役割を担っています。なお、2017年3月31日現在で監査等委員による当社株式の保有はなく、人的関係、取引関係その他の利害関係については、該当はありません。

執行役員制度
2008年より執行役員制度を導入しています。取締役会が重要な意思決定と執行の監督を明確に実施するために、業務執行に専念する責任者として執行役員を配置しています。取締役から業務執行に関わる権限を大幅に委譲することにより、業務の迅速な執行を図るとともに、取締役会における意思決定と監督機能を強化しています。

指名・報酬等委員会
取締役の指名・報酬等に係る取締役会の機能の独立性・客観性および説明責任の強化を図るため、独立社外取締役3名と代表取締役1名から成る「指名・報酬等委員会」を設置しています。

コーポレートガバナンス体制の概要	
組織形態	監査等委員会設置会社 ¹⁾
取締役会議長	代表取締役 社長執行役員
取締役（監査等委員である取締役を除く。）	4名（うち、社外取締役0名）
監査等委員である取締役	3名（うち、社外取締役3名）
独立役員 ²⁾	社外取締役3名
平均年齢	51.4歳
2017年3月期取締役会開催回数	17回
2017年3月期監査等委員会開催回数 ¹⁾	10回
2017年3月期指名・報酬等委員会開催回数 ¹⁾	4回

^[1] 当社は、2016年6月23日開催の第27回定時株主総会決議に基づき、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社に移りました。

^[2] 酒井由香里氏、石綿学氏および西川英彦氏は株式会社東京証券取引所定める独立性の基準および当社の「独立役員の独立性判断基準」のいずれも満たしています。なお、酒井由香里氏および西川英彦氏は株式会社東京証券取引所に独立役員として届け出ていますが、石綿学氏は所属する法律事務所の内規により届け出ていません。当社の独立役員の独立性判断基準については、「コーポレートガバナンスポリシー」をご参照ください。

^[3] www.united-arrows.co.jp/corporate/governance.html

取締役の報酬の決定に関する方針
当社は、取締役報酬について、当社の経営理念に沿った持続的な成長と中長期的な企業価値の向上の実現に向けたインセンティブと位置付けています。業務執行取締役の報酬は、月額固定報酬の「基本報酬」、単年度業績に連動した「賞与」、および中期経営計画の達成度に連動した「株式報酬」により構成されています。

基本報酬
基本報酬については、業界水準や外部調査機関による役員報酬の調査結果なども参考に、役職に応じた取締役報酬テーブルを定めており、対応するテーブルのレンジ内で各取締役の役割と責任に応じた報酬案を算定します。

株式報酬
株式報酬については、株主の皆様との価値共有をより一層促進し、中長期的な企業価値向上に資する報酬体系を構築することを目的として、業務執行取締役に対し、一定の譲渡制限期間内に中期経営計画を達成した場合には、その達成度合いに応じて譲渡制限が解除される「譲渡制限付株式報酬」として付与いたします。

賞与
賞与については総額案を算定した後に各業務執行取締役への配分案を算定します。賞与総額案については、単年度業績のうち、特に連結経常利益の期初計画達成度に加え、連結営業キャッシュ・フロー、連結ROEなどの経営指標を総合的に勘案した上で算定します。各業務執行取締役への配分は、取締役報酬テーブルのランクが高くなるほど賞与係数（基本報酬と賞与の総額に占める賞与の割合）も高くなるよう設定されており、単年度経営目標に対するコミットメントをより強めることを目的としています。なお、連結経常利益が当初業績予想に対して一定の水準を下回る場合、賞与は原則として支給されません。

業務執行取締役以外の取締役については、賞与および株式報酬は支給せず、個々の役割と責任に応じた基本報酬のみを支給します。

個別の報酬決定手続き
監査等委員以外の取締役の個別の報酬決定手続きとしては、上記方針に従い、株主総会の承認によって定められた枠内で、取締役会の協議に基づき決定しています。かかる決定に際しては、

役員区分	対象となる役員の員数(名)	報酬等の総額(百万円)	報酬等の種類別の総額(百万円)			
取締役(社外取締役を除く)	4	151	基本報酬	ストックオプション	賞与	退職慰労金
社外役員	5	32	32	—	—	—

「指名・報酬等委員会」の諮問を経ることとしています。監査等委員である取締役の個別の報酬決定手続きとしては、上記方針に従い、株主総会の承認によって定められた枠内で、監査等委員会の決議に基づき決定します。

なお、「指名・報酬等委員会」は、上記に加え、取締役報酬に関する方針、構成、報酬テーブルや算定ルールについての妥当性の検証や改定案の提示等を行います。

3. 適切なりスクテイクを支える環境整備

当社では、適切な内部統制システムやリスクマネジメント体制を構築することで、新たな領域への事業拡張などの重要な経営判断において、適切なりスクテイクを支える環境を整備しています。

内部統制システム
当社では、適切な内部統制システムを構築することで、取締役および従業員の職務執行が法令定款に適合することを確保するための体制整備や取締役の職務の遂行が効率的に行われることを確保するための体制整備、グループ全社のリスク管理体制の整備等に努めています。内部統制システムの構築により、取締役および全従業員が経営理念の実現に向け、常に向上心を持って職務を遂行できる体制を整備しています。

内部通報制度
コンプライアンス上の疑義がある行為が発生した場合には、従業員が外部機関に匿名で通報できる「内部通報制度」を設置しています。外部の法律事務所等が窓口となり、事案により調査責任者を指名し、必要な調査を実施します。

通報内容は秘匿扱いとされ、通報者に対して不利な扱いをしない体制を整備しています。

（参考）コンプライアンスの啓発活動
近年は業容の拡大に伴い、取り扱いブランドや取引先様も増えており、各部署から総務法務部門に寄せられる、商標などの知的財産法に関する相談件数が増えています。そこで、景品表示法、下請法、知的財産法、PL法（製造物責任法）などを重点課題として、勉強会を開催しています。また、商品に関するご意見やクレームを川上のモノ作りにフィードバックし、商品不良の低減につなげる取り組みとして、お客様相談室や品質管理部門などが主管となり、商品担当者に向けて啓発を図る研修を実施しています。お客様とお客様相談室のスタッフとのやり取りの具体的事例を共有するなど、品質に対する意識向上に役立っています。

リスクマネジメント

当社を取り巻く各種リスク要因については「内部統制基本規程」および「危機管理規程」に基づいて管理体制を構築しています。業務上重要なリスクに関しては「内部統制委員会」にて規程やマニュアル、ガイドライン等の設定を検討するとともに、危機発生時には「対策本部」を立ち上げ、情報を集中管理の上、対応を行うこととしています。当社を取り巻く環境変化に伴い、各部において常にリスク要因の見直しを行うとともに、規程や各種マニュアル整備を継続し、リスクの未然防止と危機発生時の適切な対応の両面から体制整備を行うこととしています。

4. コーポレートガバナンスポリシー策定およびコーポレートガバナンス・コードへの対応

コーポレートガバナンスポリシーの策定

当社は、コーポレートガバナンス・コードの趣旨を踏まえ、2015年11月にコーポレートガバナンスポリシーの制定および開示を行いました。当ポリシーにおいて、コーポレートガバナンスの基本的な考え方、株主の権利・平等性の確保、各ステークホルダーとの適切な協働、コーポレートガバナンスの体制等について方針を示すことで、経営や組織運営の透明性の向上を図っています。

当社は、コーポレートガバナンスの継続的な充実に図ることで、ステークホルダー価値および企業価値の向上を目指します。

コーポレートガバナンス
www.united-arrows.co.jp/corporate/governance.html

コーポレートガバナンス・コードへの対応

コーポレートガバナンス・コードの各基本原則について、当社の対応状況は以下の通りです。

基本原則1 株主の権利・平等性の確保

当社は、株主総会における議決権をはじめとする株主の権利が実質的に確保されるよう努めています。

招集通知については、株主の皆様が株主総会議案の十分な検討期間を確保できるよう、株主総会開催日の4週間前に当社IRサイトおよび東京証券取引所のウェブサイトに公表し、3週間前に発送しています。また、英文招集通知の要約版も当社IRサイトおよび東京証券取引所のウェブサイトに公表しています。株主総会開催日については、集中日を避け、株主の皆様が参加しやすい日時や場所を選択することで、株主の皆様との建設的な対話の充実に努めています。IRサイトでは、個人株主・投資家向けのサイトを設置しているほか、決算説明会の動

画配信、決算説明会や月次売上概況の質疑応答集等を迅速に掲載することで、株主の平等性の確保に向けた適切な情報開示に努めています。

基本原則2 株主以外のステークホルダーとの適切な協働

当社は、「お客様価値」「従業員価値」「取引先様価値」「社会価値」「株主様価値」の5つの価値を創造していくことを「社会との約束」として経営理念に掲げています。また、経営理念の実現を目指すためにどのような心がけで、どのような行動をしていくべきかを表した「行動指針」を策定・公表しています。当社では、この行動指針を社会の変化や要請に合わせて常に見直し、それに基づき行動することにより、社会に貢献する存在であり続けることを目指しています。

また、従業員等の内部通報に係る適切な体制として、「内部通報制度」を設け、コンプライアンス上の疑義がある行為が発生した場合には、従業員が外部機関に匿名で通報でき、当該通報者に対して不利な扱いをしない体制を整備しています。

基本原則3 適切な情報開示と透明性の確保

当社は、積極的なIR活動の推進により経営の透明性を高めるとともに、株主・投資家の皆様とのコミュニケーションを図ることで、企業経営の健全性の向上、株主様価値の創造を目指しています。「株主・投資家との建設的な対話および情報開示の充実」に向け、ディスクロージャーポリシーを策定し、開示しています。同ポリシーでは、会社法や金融商品取引法等で定められた適時開示に対する方針や株主・投資家の皆様との建設的な対話に向けた方針等を記載しています。

基本原則4 取締役会等の責務

取締役会は、株主より会社の経営を付託された機関であるとの認識に立ち、「経営理念」および「社会との約束、5つの価値創造」の実現を常に念頭においた経営判断を行うとともに、中長期的な会社の方向性を示しこれを目指すことで持続的な成長と企業価値の向上を図る責任を有しています。

上記の役割・責務に基づき、自ら業務執行をしない社外取締役の活用および適切な権限の委譲を通じて、取締役会のモニタリング機能の強化と意思決定の迅速化を図ることを目的に、コーポレートガバナンス体制として、監査等委員会設置会社を選択しています。監査等委員以外の取締役は8名以内、監査等委員である取締役は6名以内とし、取締役会としての機能を担保できる必要最小限の人数とすることを方針としています。

また、取締役の指名・報酬等に係る取締役会の機能の独立性・客観性および説明責任の強化を図るため、独立社外取締役を中心に構成する「指名・報酬等委員会」を設置しています。

基本原則5 株主との対話

当社は、IR活動を重要な経営の取り組みの一つと認識し、IR活動の推進統括を社長が担うことを規程で定めています。また、IR活動の充実・内部情報管理の徹底に加え、財務政策・資本政策との有機的な連動に向け、管理担当取締役がIR担当取締役を担っています。四半期ごとに開催する決算説明会には全て社長およびIR担当取締役が出席し、中長期的な方向性および単年度の経営方針や重点施策の進捗説明、質疑応答等を行っています。

情報開示の充実に向け、IR担当取締役の直下にIR部門を設置し、株主・投資家の皆様との建設的な対話に向けた体制を整備しています。また、必要に応じて社長およびIR担当取締役がスモールミーティングや個別面談に出席することで、株主・投資家の皆様との建設的な対話の充実に努めています。IR活動によって得られたご意見、ご要望、ご懸念等は、情報レベルに応じて経営幹部や全社にフィードバックすることで、企業価値の向上を目指しています。

5. 経営管理体制

収益責任の明確化と重要指標管理

当社では、直営全店舗を個別に損益管理し、それを積み上げた各事業（ストアブランド）単位での損益を管理することで、事業ごとの収益責任を明確化しています。また、売上高・商品消化率・換金率・商品ROI・買上率などの重要指標（KPI）について目標値を設定し、それらを達成するための行動計画を部門・店舗や従業員単位で設定した上で、その進捗状況などについて日次・週次・月次・シーズン・年次で管理しています。そして個人・店舗・部門がそれぞれの目標を達成することにより、全社的な経営目標が達成される体制を構築しています。

投資基準、撤退基準の明確化

当社では、営業活動の結果得たキャッシュの有益な活用に向け、新規の営業設備投資や大型改装に当たっては、社内で設定した資本コスト（約8%）を勘案した投資回収年数、正味現在価値（NPV）や内部収益率（IRR）の算定を行い、自社が設定したハードルレートを超過することを条件として投資判断を行っています。

また、新規事業については、3年目で単年度黒字化、5年目で累積損失解消が不可能と見込まれた場合、収益改善に向けた全社的なバックアップを行いながら、改善不可能な場合には撤退の判断を行います。2007年3月期以降、3年にわたる業績低迷時においては、22あった展開事業のうち、10の不採算事業の撤退を実施することで、収益性の回復を図りました。

6. 買収防衛策の廃止

当社は、2011年6月より買収防衛策を導入していましたが、継続の是非について検討を重ねた結果、2017年6月にこれを廃止しました。

当社では、コーポレートガバナンスの一層の強化を図るとともに、新たに策定した「UAグループ中期ビジョン」を着実に推進することが、理念体系として掲げている5つの価値の創造および当社の企業価値・株主の皆様共同の利益の向上に資するものであると考えます。

このような状況のもと、当社では、当社とリレーションの深い機関投資家をはじめとする株主の皆様のご意見等を考慮しつつ、買収防衛策の継続の是非について慎重に検討を行ってまいりました。その結果、当社を取り巻く外部環境・内部環境の変化に加えて、株式等の大量取得行為に関する法整備が浸透したこと等により、買収防衛策の目的が一定程度担保されていることから、当社における必要性が相対的に低下しているものと考え、2017年6月に廃止することを決定しました。

当社では、今後とも企業価値および株主の皆様共同の利益の向上に取り組むとともに、買収防衛策廃止後も当社株式の大量取得行為を行おうとする者に対しては、大量取得行為の是非を株主の皆様が適切に判断するために必要かつ十分な情報の提供を求め、併せて当社取締役会の意見等を開示するとともに、株主の皆様への検討のための時間と情報の確保に努めるなど、金融商品取引法、会社法その他関係法令の許容する範囲内において、適切な措置を講じていきます。

7. IR活動

積極的なIR活動の展開

当社は、創業当時から、社会に開かれた株式公開企業になることを目指していました。このため、株式公開から今日に至るまで、国内外の株主・投資家の皆様に向けて、積極的なIR活動を展開しています。アナリスト・機関投資家には四半期ごとの決算説明会を開催するほか、年間平均として、国内・海外投資家向けに約300件の個別IRミーティング、約10件の社長を交えてのスマールミーティングや施設見学会を実施しています。株主・投資家の皆様との対話は、資本の効率的な運用など、経営に新たな気付きをもたらしています。

これらの活動において、当社はディスクロージャーポリシーを定めており、適時情報開示の体制を整備するなど経営の透明性向上に努めています。

ディスクロージャーポリシー
www.united-arrows.co.jp/ir/strategy/disclosure.html

開かれた株主総会を目指して

当社では、株主総会の活性化を図るため、招集通知の早期発送を進めています。2017年6月22日に開催された第28回定時株主総会では、開催日約3週間前の5月31日付で招集通知を発送しました。加えて、迅速な情報提供を目指し、同株主総会開催日の約4週間前の5月24日に当社IRサイトおよび東京証券取引所のウェブサイトに掲載しました。

株主総会の日程は、集中日を避けた日、平日夜間の時間帯など、個人の株主様にご出席いただきやすいよう設定しています。また、株主様と取締役との懇親会などの実施により、開かれた株主総会の開催を推進しています。同株主総会では、587名の株主様にご出席いただき、開催時間は1時間19分、ご質問者は6名、ご質問の数は11個でした。

企業活動およびIR活動の外部評価

当社は、コーポレートガバナンスの基本方針に掲げているとおり、「経営理念」および「社会との約束、5つの価値創造」の実現に向け、透明・公正な経営体制の構築および迅速・果敢な意思決定を行うため、コーポレートガバナンスの継続的な充実に取り組んでいます。また、5つの価値創造の一つに掲げている「株主様価値の創造」の実現へ向け、常に公平な情報を、タイムリー、継続的、かつ自発的に提供することをIR活動の基本方針としています。これらの方針に基づいた企業活動・IR活動を推進した結果、外部評価機関よりさまざまな表彰を受けています。

今後も、経営理念実現を目指すとともに資本市場から信頼を得続けられるよう、企業活動およびIR活動の継続的な進化・改善を図っていきます。

2002年	一般社団法人日本IR協議会 IR優良企業奨励賞 受賞
2003年	一般社団法人日本IR協議会 IR優良企業賞 受賞
2005年	一般社団法人日本IR協議会 IR優良企業賞 受賞
2012年	日経アニュアルレポートアワード 特別賞 要約版 受賞 東京証券取引所 企業価値向上表彰 大賞 受賞
2013年	一橋大学大学院 国際企業戦略研究科 ポーター賞 受賞 日経アニュアルレポートアワード 特別賞 要約版 受賞 一般社団法人日本IR協議会 IR優良企業特別賞 受賞
2014年	一般社団法人日本IR協議会 IR優良企業大賞 受賞
2016年	北米金融専門誌 Institutional Investor による2016 All-Japan Executive Teamランキングにて、国内小売業部門IRランキング第1位獲得
2017年	北米金融専門誌 Institutional Investor による2017 All-Japan Executive Teamランキングにて、国内小売業部門IRランキング第1位を継続 ISS Quality Scoreで最高評価を獲得(下記ピククス参照)



社外取締役メッセージ



市場環境が大きく変化する中においても、
中期ビジョンを着実に推進できるよう尽力していきます。

社外取締役
常勤監査等委員(委員長)
指名・報酬等委員(委員長)
酒井 由香里

監査等委員会設置会社への移行および取締役会の実効性評価について

2017年3月期については、コーポレートガバナンスの側面から見ると、当社にとって大きな進化があった1年であったとらえています。まず、2016年6月より監査役会設置会社から監査等委員会設置会社へ移行し、同時に指名・報酬等委員会が設置されました。また、取締役会の実効性評価も開始しました。取締役会の運営面においては、実効性評価で課題に挙がった「審議時間の確保」に向け、社長や担当役員への権限委譲による決議事項のスリム化を図ったほか、取締役会の議題について報告事項、決議事項に加え、審議事項を新設することで重要案件についての審議時間を設けました。これらの結果、前期においては、中長期戦略、買収防衛策の継続可否、M&A案件の検討など、数多くの案件についてしっかりと審議を行うことができたと感じています。一方、一部の審議事項については予定時間を大幅に超過し、進行に支障をきたすなどの課題もありました。審議のポイントをより明確にして会議に臨むなど適宜必要な対応を実施することで、取締役会の実効性がより向上できるものと考えます。

社外取締役の監督機能の向上

私は、当社において以前は監査役を、そして監査等委員会設置会社移行後には社外取締役 監査等委員を務めていますが、この機関設計の移行により監督機能が確実に向上していると実感しています。一つには、審議をしっかりと行うために会社からの情報提供量が増え、理解がより深まっていることが挙げられます。社外取締役で構成される監査等委員会は、定期的に代表取締役社長、業務執行取締役、重要な連結子会社の代表取締役社長とディスカッションの時間を設けることにより、当社の経営および事業運営における課題の認識に努めています。さらに、社外取締役は全員、指名・報酬等委員でもあるため、指名や報酬の決定に向け、各業務執行取締役の担当領域における詳細な業務

進捗等の情報も提供されています。このように、社外取締役に十分な情報が集約されることで議論が活性化されること、かつ取締役の人事・報酬に関する透明性・公正性が向上することで、結果として監督機能の確実な向上につながっていると認識しています。

譲渡制限付株式報酬制度の導入

2016年6月より指名・報酬等委員会が設置され、私は委員長として委員会を運営しています。前期は設置以降、4回の指名・報酬等委員会を開催し、役員報酬制度やサクセッションプランのあり方について討議を重ねてきました。そのような中、より中長期的な企業価値向上に資する役員報酬体系の構築の必要性について継続的に討議を実施し、結果、2018年3月期に譲渡制限付株式報酬制度を導入しました。これにより、当社の業務執行取締役の役員報酬は月額固定報酬の基本報酬、単年度業績に連動した賞与、および中期経営計画に連動した株式報酬の3つの構成となり、持続的な成長と中長期的な企業価値向上の実現に向け、よりバランスの取れた報酬体系となったと考えます。

当社のコーポレートガバナンス向上の原動力

当社が監査等委員会設置会社に移行後1年が経過しましたが、社外取締役、監査等委員、指名・報酬等委員として運営に参画し、改めてこの機関設計の良さを実感しています。取締役会の実効性および社外取締役の監督機能の向上、取締役の人事・報酬に関する透明性・公平性の向上など、改革が進んだ1年でした。これらのコーポレートガバナンス向上の原動力は、当社の経営陣が常に「社会に開かれた会社になりたい」「全てのステークホルダーを大切にしたい」という強い思いを持って企業運営をしていることにあると考えます。今後も透明性の高いコーポレートガバナンス体制のもと、中期ビジョンを着実に推進できるよう、社外取締役として尽力してまいります。

2017年 ISS Quality Scoreで最高評価を獲得

ISS (Institutional Shareholder Services Inc.) は米国を本拠地とした世界的な議決権行使助言会社であり、世界の機関投資家の議決権行使や企業評価に大きな影響を与えています。ISSは議決権行使の助言を行うほか、企業のコーポレートガバナンス体制についても「取締役会の構成」「役員報酬制度」「利益還元」等から10段階の評価を行っています (ISS Quality Score)。当社は2017年に最も評価の高い「1」

を獲得しました。「1」を獲得した日本企業は50社程度と言われています。今後もステークホルダーの皆様から高い信頼・ご評価をいただけるようコーポレートガバナンスの改善に努めていきます。

ISS QualityScore